

軽自動車税及びその他諸税賦課事業

軽自動車等の所有者、製造たばこの製造者等、入湯客に対し、各種課税資料や申告等を基に適正・公平な賦課を実施した。

1. 軽自動車税（平成27年度 現年課税分調定額 147,717千円）

軽自動車税は、軽自動車等の主たる定地場所在の市町村が課税するもので、納税義務者は軽自動車等の所有者である。平成27年度中に下記のとおり賦課を行った。

(1) 賦課状況

区 分	税額（円）/台	賦課台数（台）	調定額（円）
原付一種	1,000	11,461	11,461,000
原付二種（乙）	1,200	421	505,200
原付二種（甲）	1,600	1,624	2,598,400
軽二輪	2,400	1,304	3,129,600
軽三輪	3,100	1	3,100
四輪貨物（自家用）	4,000	3,832	15,328,000
四輪貨物（営業用）	3,000	126	378,000
四輪乗用（自家用）	7,200	15,121	108,871,200
四輪乗用（営業用）	5,500	15	82,500
小型特殊	4,700	107	502,900
農業用	1,600	58	92,800
二輪小型	4,000	1,107	4,428,000
ミニカー	2,500	76	190,000
ボートトレーラー	2,400	57	136,800
フルトレーラー	2,400	4	9,600
合 計		35,314	147,717,100

2. 市たばこ税（平成27年度 現年課税分調定額 496,469千円）

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売事業者又は卸売販売業者が製造たばこを小売販売者に売り渡す場合において、その製造たばこに対して、その小売販売業者の営業所所在の市町村が課税する税金であり、納税義務者は小売販売業者に製造たばこを売り渡す製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者である。

3. 入湯税（平成27年度 現年課税分調定額 2,864千円）

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるために、鉱泉浴場における入湯行為に対して課税するもので、納税義務者は鉱泉浴場における入湯客である。